

## 船橋市障害福祉サービス等情報公表事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づき、障害福祉サービス等情報（障害者総合支援法第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法第33条の18に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の公表等について、必要な事項等を定めることを目的とする。

### (実施機関)

第2条 障害福祉サービス等情報公表事業の公表事務及び調査事務は、市が行う。

### (対象サービス等)

第3条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、別表のとおりとする。

### (障害福祉サービス等情報の内容)

第4条 報告を要する情報は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の別表第1号及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第2に掲げる項目（以下「基本情報」という。）並びに障害者総合支援法施行規則別表第2号及び児童福祉法施行規則別表第3に掲げる項目（以下「運営情報」という。）とする。

2 前項に定める項目のほか、市が必要であると判断した項目について報告を求め、公表することができる。

### (障害福祉サービス等情報の報告及び公表に関する計画)

第5条 市は、障害福祉サービス等情報の報告に関する計画（以下「報告計画」という。）及び公表に関する計画（以下「公表計画」という。）を、一体の計画として毎年度作成し、公表する。

2 計画の基準日は、4月1日とする。

3 計画の期間は、4月1日以降の1年間とする。

(報告の対象となる事業者)

第6条 報告の対象となる事業者は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者及び前条第2項に規定する基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（以下「対象事業者等」という。）とする。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき、正当な理由がある事業者については、報告をしないことができる。

(障害福祉サービス等情報の報告)

第7条 対象事業者等は、公表計画に基づき、市に対して情報の報告を行うものとする。

(障害福祉サービス等情報の受理)

第8条 市は、対象事業者等が報告する情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を審査して受理する。

(障害福祉サービス等の公表)

第9条 市は、公表計画に基づき、対象事業者等ごとの第4条に規定する情報を公表する。

2 前項の規定による情報の公表の方法は、インターネットを利用する方法とする。

(調査の実施等)

第10条 市は、対象事業者等に対して、別に定める指針に基づき、調査を実施するものとする。

(公表した障害福祉サービス等情報の修正)

第11条 対象事業者等は、公表した障害福祉サービス等情報（以下「公表情報」という。）のうち法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、修正又は変更があったときに、速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その他の情報については、年に1回の定期的な報告を行うこととする。

(公表情報の削除)

第12条 市は、障害福祉サービス等情報を公表している対象事業者等が障害福祉サービス事業を廃止し、又は休止したことを確認したときは、当該対象事業者等の公表情報を削除する。

(苦情等の対応)

第13条 市は、公表情報に関して、利用者等からの苦情等の対応窓口を設けるものとする。

2 市は、公表情報に関する利用者等からの苦情等があったときは、対象事業者等に対して照会等を行うものとする。この場合において、対象事業者等から適切な説明が得られた場合は対象事業者等が利用者等に対して説明を行い、公表情報の訂正が必要な場合は、対象事業者等から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとし、適切な説明が得られなかった場合は障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

3 市は、苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（情報の報告及び公表の対象となる指定障害福祉サービス等）

<p>1 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）</p>	<p>指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助</p>
<p>2 指定地域相談支援</p>	<p>指定地域移行支援、指定地域定着支援</p>
<p>3 指定計画相談支援</p>	
<p>4 指定障害児通所支援（共生型児童通所支援を含む。）</p>	<p>指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援</p>
<p>5 指定障害児相談支援</p>	